

給水装置工事主任技術者の選任・解任についてよくある質問

Q. 社員が給水装置工事主任技術者の資格を取得しました。すぐに選任届を提出しなければなりませんか？

A. 資格を取得したことによって選任届の提出が必要となるものではありません。

給水装置工事主任技術者の資格を持つ者のうち、誰を担当とするのかは各事業者の事情によりますので、京都市上下水道局の業務の担当者として配置する場合には、速やかに選任届を提出してください。

Q. 複数の事業所について、給水装置工事主任技術者の兼任は可能ですか？

A. 兼任は可能ですが、給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるときは、京都市指定給水装置工事事業者規程の規定により指定停止となります。

職務に支障がないことが前提条件となりますので、留意してください。

【参考規定】水道法施行規則第二十一条第三項

指定給水装置工事事業者は、(中略)、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。